Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.233 2025 年 07 月 22 日

シンガポール：特許出願の新たな加速審査プログラムの運用開始

シンガポール知的財産権庁(IPOS)は、2025 年 05 月 20 日より特許出願の新たな加速審査プログラムとなる「SG Patents Fast」の運用を開始しました。

この「SG Patents Fast」は 2024 年 12 月 31 日に終了した「SG IP Fast Track(シンガポール知財早期審査制度)」に代わるもので、要件が簡素化されています。

その概要を次のとおり、ご案内致します。

記

1.出願人は「SG Patents Fast」を申請する際に、希望する加速ペースに合わせて、次の二つのオプションから選択することができる。

(1)「SG Patents Fast 4」:申請受理から 4 ヶ月以内に初のオフィスアクションを受け取る。

(2)「SG Patents Fast 8」:申請受理から 8 ヶ月以内に初のオフィスアクションを受け取る。

また、その後に続くオフィスアクションは、申請受理から 4 ヶ月以内に発行される。

2.申請の要件及び手続の書式は次のとおり、シンガポールで第一国出願(優先権主張なし)を行う条件が削除された。

(a)対象のシンガポール特許出願は分割出願でないこと。

(b)同特許出願の請求項数が 20 項を超えていないこと。

(c)書式の「Form 11(調査・実体審査の請求)」又は書式の「Form 12(実体審査の請求)」を用いて申請するとともに加速審査手数料を支払って行う。

(d)申請が認められた場合、書式の「Form 13A(審査意見に対する応答)」を用いて応答することで、その後に続くオフィスアクションについて加速を申請することができる。

(e)一つの団体(個人または法人)による申請件数は、月間 5 件が上限である。但し、その後に続くオフィスアクションの加速の申請は件数の上限に含まれない。

3.当該加速審査手数料は次のとおりである。

	「SG Patents Fast 4」	／	「SG Patents Fast 8」
調査・実体審査の請求時:	S$1,800	／	S$900
実体審査の請求時:	S$1,200	／	S$600
その後続の応答時:	S$150		

(注: 調査料、実体審査手数料は、上記の料金に含まれず、別途、発生。)

以上

(出典:IPOS)

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。